

盛況



よ 勧告の報道を受けオープン前に列をなす来場者：5月5日



ガイドの説明に耳を傾ける来場者：5月5日

歓喜



市役所に懸垂幕を掲出、勧告に歓喜する関係者ら：5月7日

賑



イコモスからの勧告が発表された翌日、来場者で溢れる葦山反射炉（昨年比約7倍の4,626人が来場）：5月5日



無料シャトルバスを利用し、反射炉で降車する園児たち

葦山反射炉、世界遺産登録に向け大きく前進

葦山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産」について、ICOMOSから世界遺産一覧表への「記載が適当」との勧告がなされました。

市役所世界遺産推進課 ☎ 055-948-1425

(参考) 諮問機関による評価結果の4つの区分

- ①記載：世界遺産一覧表に記載するもの。
- ②情報照会：追加情報の提出を求めたうえで次回以降に再審議するもの。
- ③記載延期：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④不記載：記載にふさわしくないもの。(世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。)

**今後の予定**  
 第39回世界遺産委員会(6月28日〜7月8日、場所…ドイツ・ボン)において、イコモスの本勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定されます。  
 なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分によって行われます。  
 引き続き、世界遺産登録へ向け応援をよろしく願います。

**5** 月4日、わたしたち伊豆の国市民にとって、とても嬉しいニュースが届きました。葦山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産」について、世界遺産一覧表への「記載が適当」との勧告が、UNESCO世界遺産委員会の諮問機関であるICOMOSよりなされました。これにより、葦山反射炉は世界文化遺産登録に大きく前進しました。

**イコモスの評価結果および勧告の内容**  
 推薦案件の名称を「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」と変更したうえで、「記載」勧告がなされました。(23の構成資産すべてが本件遺産の構成要素として認められました。)

**「明治日本の産業革命遺産」のこれまでの経緯**  
 ▼平成21年1月  
 ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載  
 ▼平成26年1月  
 ユネスコへ推薦書を提出  
 ▼平成26年9月〜10月  
 イコモスの専門家による現地調査